

知的障がい者、精神障がい者を対象とした

吹田市会計年度任用職員（チャレンジ雇用）募集要項

令和4年（2022年）4月

吹田市

吹田市では、障がい者の雇用・就労をさらに推進するために、知的障がい者、精神障がい者を会計年度任用職員（非常勤の職員）として雇用するチャレンジ雇用（注）を実施します。

（注）「チャレンジ雇用」とは、国や各自治体において、障がい者を一定期間雇用し、その経験を活かして一般企業等への就職につなげるものです。

1 採用予定の人数、仕事の内容

対象となる人	採用予定の人数	仕事の内容
知的障がい者	2名	事務補助の仕事（データ入力などパソコンを使った作業、印刷作業、郵便物の仕分け、書類整理等）
精神障がい者		

2 受験資格等

- 吹田市内に住んでいる人
- 療育手帳を持っている人（障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された人を含む。）、又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人（いずれも申込時点において、申請中の人を含む。）
- 次のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第16条（欠格条項））
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな

くなるまでの者

・吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない

者

・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63

条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 年齢、国籍は問いません。

3 勤務条件

身分	パートタイム会計年度任用職員（非常勤の職員）
任用期間	令和4年6月1日から令和5年3月31日まで ※勤務実績によっては、次年度の任用を行う場合があります。 (最長で1年10か月)
勤務形態	原則として、週20～30時間程度（勤務時間は応相談） 例1) 月曜日～金曜日のうち、週4日 午前9時から午後5時30分まで（休憩時間45分） 例2) 月曜日～金曜日のうち、週5日 午前9時から午後4時00分まで（休憩時間45分） ※土、日曜日、国民の祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。 ※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外

	<p>の時間に勤務を命ずることがあります。</p> <p>※任用開始後、約1 か月間は面談や業務に慣れるためのオリエンテーション等を行うため、本格的な業務開始はそれ以降になります。（出勤日は勤務時間に応じて報酬を支給します。）</p>
勤務場所	<p>吹田市役所（吹田市 泉 町 1 - 3 - 4 0）他</p> <p>※勤務する所属により、異なります。</p>
報酬 (地域手当含む。)	<p>月額8,181円（午前9時から午後5時30分勤務の場合）</p> <p>月額6,597円（午前9時から午後4時00分勤務の場合）等</p>
諸手当等	<p>吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。</p>
休暇	<p>勤務日数及び任用期間に応じた年次休暇等を付与（最大10日）</p> <p>就職活動のための特別休暇を付与（月4日）</p>
社会保険等	<p>健康保険・厚生年金・雇用保険等</p>
服務	<p>地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。</p> <p>「秘密を守る義務」や「政治的行為の制限」等が課せられます。</p>
その他	<p>任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。</p>

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

4 試験の日時・会場・内容・合格発表

<p>試験日時</p>	<p>一次試験…令和4年5月上旬頃</p> <p>二次試験…令和4年5月中旬頃</p> <p>日時については、人事室から別途連絡します。</p>
<p>試験会場</p>	<p>吹田市役所</p> <p>(応募者数の都合により変更となる場合があります。)</p>
<p>試験内容</p>	<p>一次試験…個別面接</p> <p>二次試験…個別面接、実技試験（実際の仕事をイメージしたデータ入力や軽作業等）</p>
<p>持参する物</p>	<p>・受験票</p> <p>・筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）</p>

- ※1 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。
- ※2 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

5 合格発表

試験	発表予定日	発表方法
一次試験	令和4年5月13日(金)	吹田市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者にのみ本人あてに文書等で通知します。
二次試験	令和4年5月25日(水)	吹田市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者にのみ本人あてに文書等で通知します。

6 申込手続

(1) インターネット申込みの場合

受付期間	令和4年4月1日(金)から令和4年4月22日(金)まで
申込方法	<p>①吹田市ホームページの「人事室」ページ内に設けた申込フォームから必要事項を入力します。 (利用者登録は必要ありません。)</p> <p>②療育手帳(障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された人については、判定書)又は精神障害者保健福祉手帳の写真をアップロードします。 ※本人の手帳と確認できる部分(顔写真、氏名、生年月日が記載されたページ)及び手帳の種類が確認できる部分を映してください。 ※手帳を申請中の人は、申請内容が確認できる書類を添付してください。</p> <p>③申込フォームから手続を行った後に「申込完了通知メール」</p>

	<p>すいたしから じどうそうしん されます。「申しこみかんりようつうち」が届かない場合は、申しこみてつづ ぶ びがある可能性がありま す。吹田市総務部人事室人事担当（直通：06-6384-1400） までご連絡ください。</p>
<p>ちゆういじこうとう 注意事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入 力には一定の時間制限がありますので、事前に入 力項目を 確認した上で行ってください。 ・ 受付期間中は 24時間申しこみか のう ですが、システムの保守等を行 う必要がある場合、重大な障害等が起こった場合等は事前の 通知を行うことなく、システムの運用を停止する場合があります。 ・ スマートフォン等でドメイン指定受信設定をしている場合、ドメ イン指定を解除し、「@city.suita.osaka.jp」からのメールを受信で きるように設定をしてください。

(2) インターネット申込みができない場合

<p>うけつけきかん 受付期間</p>	<p>れいわ ねん がつ にち (金) から 令和4年4月22日 (金) まで (最終日消印有効) ※受験票は4月25日以降に郵送します。4月28日になっても 届かない場合は、人事室人事担当まで電話で確認してください。 電話番号：06-6384-1400 (直通)</p>
<p>ていしゆつしよるい 提出書類</p>	<p>① 知的障がい者、精神障がい者を対象とした吹田市会計年度 任用職員 (チャレンジ雇用) 申込書 ② 療育手帳のコピー (障害者職業センター等の公的判定機関で</p>

	<p>知的障がい者と判定された人については、判定書のコピー)又は精神障害者保健福祉手帳のコピー</p> <p>※本人の手帳と確認できる部分(顔写真、氏名、生年月日が記載されたページ)及び手帳の種類が確認できる部分のコピーを送付してください。</p> <p>※手帳を申請中の人は、申請内容が確認できる書類のコピーを送付してください。</p> <p>③受験票返信用封筒</p> <p>長型3号(23.5 cm×12 cm)の封筒に84円切手を貼り、受験者の郵便番号、住所、氏名【氏名の後ろに「様」を記入してください】を記載しておいてください。</p>
<p>申込方法</p>	<p>上記①～③の書類を封筒に入れ、下記申込先に郵送してください。</p> <p>なお、封筒の表に「会計年度任用職員(チャレンジ雇用)申込書 在中」と赤字で書き、必ず「簡易書留」又は「特定記録郵便」で郵送してください。</p>
<p>申込先</p>	<p>〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 総務部人事室 あて宛</p>

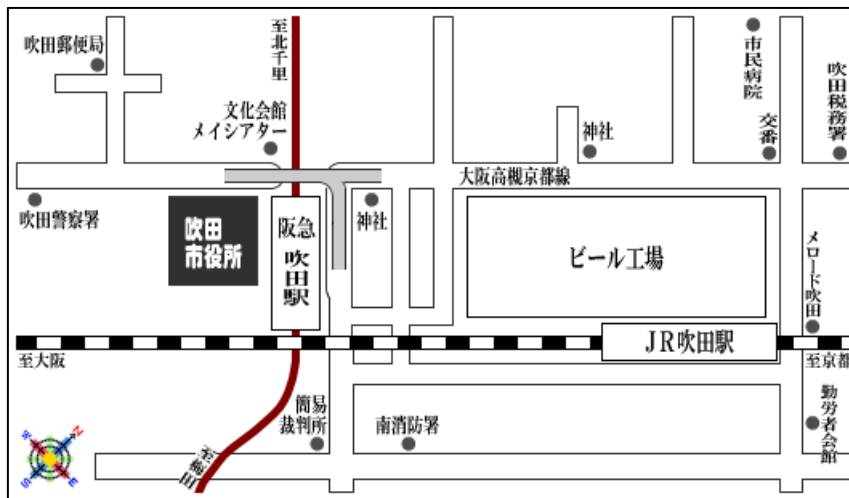
7 その他

- (1) 就業場所となる吹田市役所本庁舎等は敷地内禁煙です。
- (2) 本申込に関する提出書類は一切お返ししません。
- (3) 試験の際に何らかの配慮を希望される方は、申込書に記入してください。

(4) 試験に際して市が収集する個人情報、今回の試験の円滑な遂行のためにのみ
用い、それ以外の目的には一切使用しません。また、吹田市個人情報保護条例に基
づき適正に管理します。

(5) 天候等の状況により試験の実施が危惧される場合は、お問い合わせください。

8 吹田市役所本庁舎周辺図



【問合せ先】

吹田市役所 総務部人事室人事担当

住所 〒564-8550

吹田市泉町 1-3-40

電話番号 06-6384-1400 (直通)

FAX 06-6337-1631

メールアドレス: so_jinji@city.suita.osaka.jp